

○神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の施行について（通知）

気水第98号
平成27年8月3日

1 改正の背景及び趣旨

拡声機騒音の規制については、特に静穏の保持を必要とする施設（以下「対象施設」という。）として条例施行規則に学校や保育所等を規定しているが、学校教育法及び児童福祉法の2法に基づいていた認定こども園が「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」の改正より、新たに幼保連携型認定こども園として規定されたことに伴い、対象施設として条例施行規則に追加する改正を行った。

2 改正の内容

条例施行規則第45条に定める拡声機騒音の規制区域として掲げる施設に、「幼保連携型認定こども園」を追加した。

3 留意事項

今回の改正により、「幼保連携型認定こども園」を規定したが、幼保連携型認定こども園が学校教育法及び児童福祉法の規定から外れるため新たに規定したものであり、条例第53条第2項の規制の主旨が変わるものではない。